

◎議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（山本浩平君）日程第3、議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）議案第28号 議の28-1ページをお開き願います。

白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。議28-3ページでございます。附則第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。第2項、白老町地方港湾審議会条例の一部を次のように改める。第7条中「産業経済課」を「経済振興課」に改める。

次のページ、議案説明でございます。

現下の国内情勢や本町の財政健全化など山積する行政課題に対し、あらゆる政策や意思決定を効率的で柔軟に進め、連携や調整を迅速かつ円滑に推進していくために、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町課設置条例新旧対照表

改正前	改正後
(課及び局の設置)	(課の設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の課及び局を置く。 総合行政局 総務課 税務課 町民課 健康福祉課  生活環境課  産業経済課  建設課 上下水道課 （事務分掌）	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の課を置く。 総務課 財政課 税務課 町民課 健康福祉課 高齢者介護課 生活環境課 企画課 経済振興課 農林水産課 建設課 上下水道課 （事務分掌）
第2条 課及び局の事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

る。

総合行政局

(1) 行政運営の総括及び調整に関する事項

(2) 重要政策課題の特命に関する事項

(3) 行財政改革の推進に関する事項

(4) 行政評価及び事務改善に関する事項

(5) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項

項

(6) 基本構想及び総合計画に関する事項

(7) 統計に関する事項

(8) 予算その他財務に関する事項

総務課

(1)～(5) 略

(6) 防災及び交通安全に関する事項

(7) 略

税務課 略

町民課 略

健康福祉課 略

生活環境課

(1) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項

(2) 町民活動及び町内会活動に関する事項

(3) 広報広聴に関する事項

(4) 防犯に関する事項

(5) アイヌ施策に関する事項

(6) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

削る。

総務課

(1)～(5) 略

(6) 防災に関する事項

(7) 略

(8) 行政運営の総括及び調整に関する事項

(9) 重要政策課題の特命に関する事項

(10) 行財政改革の推進に関する事項

(11) 行政評価及び事務改善に関する事項

財政課

(1) 予算その他財務に関する事項

(2) 契約に関する事項

(3) 公有財産に関する事項

税務課 略

町民課 略

健康福祉課 略

高齢者介護課

(1) 介護保険に関する事項

(2) 高齢者の保健福祉に関する事項

生活環境課

(1) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項

(2) 交通安全に関する事項

(3) 防犯に関する事項

削る。

削る。

(4) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

企画課

(1) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項

項

(2) 基本構想及び総合計画に関する事項

(3) 統計に関する事項

(4) 町民活動及び町内会に関する事項

(5) 広報広聴に関する事項

(6) アイヌ施策に関する事項

<p><u>産業経済課</u></p> <p>(1) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(2) <u>産業の振興に関する事項</u></p> <p>(3) <u>商業、工業、農畜産業及び水産業に関する事項</u></p> <p>(4) <u>労働行政に関する事項</u></p> <p>(5) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(6) <u>港湾に関する事項</u></p> <p><u>建設課</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>林業及び緑化に関する事項</u></p> <p>(3) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(4) <u>住宅に関する事項</u></p> <p>(5) <u>建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項</u></p> <p>上下水道課 略</p>	<p><u>削る。</u></p> <p><u>経済振興課</u></p> <p>(1) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(2) <u>商業及び工業に関する事項</u></p> <p>(3) <u>労働行政に関する事項</u></p> <p>(4) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(5) <u>港湾に関する事項</u></p> <p><u>農林水産課</u></p> <p>(1) <u>農畜産業及び水産業に関する事項</u></p> <p>(2) <u>林業及び緑化に関する事項</u></p> <p><u>建設課</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>削る。</u></p> <p>(2) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(3) <u>住宅に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項</u></p> <p>上下水道課 略</p>
---	---

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）7番西田です。おはようございます。白老町の課設置条例のことについて1点だけ確認の意味で質問させていただきたいと思います。今回の課が変わることによりまして、前回つくりました財政健全化プラン、これをきちんと管理運営していくのに、そういう組織体制の中ではどういうふうに位置付けされているのか、そこだけ確認させてください。

○議長（山本浩平君）大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）基本的には、財政健全化プランいわゆる財政健全化の計画、財政計画ということでございますので、財政課が主管となりますが、また行政改革の部分もございまして、これにつきましては今回総務課のほうに行政改革部門一本化していますので、総務課、それとあとは各課がやはりそれぞれ、健全化プランに基づきまして進めなければならない内容も含んでおりますので、これは主導が今言った2課でございますけど、全体で進行管理を進めていくということで行いたいと思っております。

○議長（山本浩平君）7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）前回も平成19年度につくった改革プログラムを、その後つくった組織がなくなって、また24年度新しく戸田町長になられてまたこの健全化プラン新たにつくる形になりましたよね。やはり前回も町長はきちんとやっていける、副町長もきちんとやっていけるという説明でしたけど、私はやはり基本的にはきちんとした形で組織があるのが一番、そのまま管理するのが一番望ましいと私はそういうふうに思っているものですから、今回これ組織かわるのに当たりまして、やはりきちんとした形のを進行管理ただ2つの課がやるというだけでなく、きちんとした完全にこれをなし遂げるんだという、体制というのですか。全体でやってしまうと何か責任の所在がはっきりしないというか、2つの課がやるというふうになっても、本当に所在が一体誰なんだという感じになってくると思うのです。そこのとこだけきちんと示していただければと思っております。

○議長（山本浩平君）大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、やはり財政健全化プランにつきましてもあくまでも町の計画でございますので、これは、全町的に取り組むという内容でございます、1つの課が全部進行管理もするということではございません。ただ、先ほど申しましたとおり、あくまでも、財政課とそれから総務課の行革部門につきましてもやはりきちんと連携しながら進行管理、また各課の状況につきましても随時情報を入れながら、きちんとその辺はやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）はい、全員賛成。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。